

年 発 0329 第 5 号  
令和 6 年 3 月 29 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長  
（ 公 印 省 略 ）

「厚生年金基金の解散等及び清算について」の一部改正について

「厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和 50 年年発第 236 号）」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の存続厚生年金基金の指導について遺憾のないよう取り扱われたい。

記

「厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和 50 年年発第 236 号）」の一部を別添の新旧対照表のとおり改める。

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和 50 年年発第 236 号） 新旧対照表

新	旧
<p>第4 解散した基金の指導監督について</p> <p>1 基金規則第78条第1項第4号の規定による実地監査は、<u>基金に立ち入り又はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により実施するものとし、前記第2の1及び5の申請書が提出されたときに、当該申請書の内容の確認を中心に行うこと。</u></p> <p>2 実地監査の結果、清算人に対し重要な指示を与える必要があると認められた場合は、当局と協議のうえ措置すること。</p>	<p>第4 解散した基金の指導監督について</p> <p>1 基金規則第78条第1項第4号の規定による実地監査は、前記第2の1及び5の申請書が提出されたときに、当該申請書の内容の確認を中心に行うこと。</p> <p>2 実地監査の結果、清算人に対し重要な指示を与える必要があると認められた場合は、当局と協議のうえ措置すること。</p>